

## セキュリティ確保と個人情報保護に関する対応方針(案)

### 1. セキュリティ確保に関する対応方針(案)

#### (1) 前提条件

- ・ ETCの実施に係る省令では、道路整備特別措置法の規定を前提に、ETCのセキュリティ確保に係る自動料金徴収者の責務を規定。
- ・ 料金の適正な徴収を確保するために、セキュリティレベルの低下を招くような措置を避けることが必須条件。

表 1 道路整備特別措置法及びETCの実施省令(抄)

#### **道路整備特別措置法(昭和31年3月14日法律第7号)**

(高速自動車国道、首都高速道路、阪神高速道路又は指定都市高速道路に係る料金に関する監督)

第26条の2 国土交通大臣は、日本道路公団の管理する高速自動車国道又は第17条第1項に規定する首都高速道路、阪神高速道路若しくは指定都市高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団又は地方道路公社に対して必要な措置をすることを命ずることができる。

#### **有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号)**

(情報の安全確保の措置)

第4条 ETCシステムを使用して料金を徴収する公団等又は都道府県若しくは市町村である道路管理者(以下「自動料金徴収者」という。)は、次に掲げる基準に従い、ETCシステムにおける情報の不正記録の防止、記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の情報の適切な管理(以下「情報の安全確保」という。)を行うものとする。

一 関連機器(ETCシステムの用に供する料金徴収設備、車載器(法第12条第1項の自動車又は車両に搭載して無線の交信により道路を通行したことを記録するための装置をいう。)及び識別カード(前条の規定により料金を納付しようとする者を識別して車載器を作動させるためのカードをいう。)をいう。以下同じ。)を製造し、又は供給するために必要な規格のうち情報の安全確保のため必要なもの(以下「情報安全確保規格」という。)を関連機器を製造し、又は供給する者に提供する場合においては、これらの者による製造又は供給以外の目的で用いられないようにすること。

二 識別処理情報(料金を納付しようとする者の識別その他料金の徴収に必要な情報で暗号化されたもの及びこれにより関連機器を正常に作動させるため必要な情報をいう。以下同じ。)が関連機器ごとに的確に付与されるように必要な措置を講ずること。

## (2) 論点への対応方針(案)

### 【論点(その1)】

- ・ 鍵発行センター以外の者が、ユニーク性の保証されたIDを利用できるようにすることが、ETCのセキュリティに影響を与えないか検討が必要。( 類型2 )

### 【対応方針(案)】

- ・ 鍵発行センター以外の者が使用してもETCのセキュリティレベルの低下を招かないようなユニーク性の保証されたIDを確認し、活用する。

### 【論点(その2)】

- ・ 自動料金徴収者以外のサービス提供事業者がETCのセキュリティシステムをそのまま利活用できるようにすることが、ETCのセキュリティに影響を与えないか検討が必要。( 類型3 )

### 【対応方針(案)】

- ・ 自動料金徴収者以外のサービス提供事業者がETCのセキュリティシステムをそのまま利活用することは、セキュリティレベルの低下を招くため実現は不可能。

## 個人情報保護に関する対応方針(案)

### (3) 前提となる制度の概要

#### 1) 個人情報の定義

##### 【 E T C 個人情報保護指針と個人情報保護法の比較 】

- ・ 有料道路自動料金収受システムにおける個人情報の保護に関する指針(平成12年3月24日建設省道有発第19号)(以下「E T C 個人情報保護指針」という)の対象となる個人情報は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの。
- ・ 個人情報保護法(平成15年法律第57号)の対象となる個人情報は、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの。
- ・ 両者の個人情報とも、特定の個人を識別することができる情報のなかに、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含んでおり、基本的に同じ内容。

##### 【 個人情報の定義に関する限界例 】

- ・ EメールアドレスやIPアドレスのみの取得であれば、氏名等に関する情報を第三者が保有している現状があっても通常それだけでは「特定の個人を識別できる」とはいえないとして個人情報に含まないと解釈が示されている。

： E T C 個人情報保護指針は、 E T C システムにおける個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、業務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、有料道路利用者の権利利益の保護に資することを目的として策定（指針第1条）。

表 2 個人を識別することができるか否かの限界的な事例

##### 個人情報保護法の解説(園部逸夫編集、藤原静雄+個人情報保護法令研究会著、ぎょうせい、p50より抜粋)

メールアドレス、アクセスログ等について  
コンピュータや携帯電話を通じてやりとりされる電子メールのアドレスについては、本人に割り当てられたローマ字・数字の任意の組合せとプロバイダ等のドメインとから構成される場合、通常それだけでは「特定の個人を識別できる」とはいえず、本項で定義する「個人情報」には該当しないと考えられる(ただし、このような場合であっても、本人と当該本人がサービスの提供を受けているプロバイダ等との関係では後者にメールアドレスと結びつけ得る本人の契約情報が保有されているはずであり、メールアドレスが「個人情報」に該当する場合があると考えられる。)  
ホームページを閲覧した際に記憶されるアクセスログについても、通常そこから得られる情報は、アクセス日時、相手側ドメイン名、IPアドレス、基本ソフト、ブラウザの種類等であり、一般にそれ自体から「特定の個人を識別できる」とはいえないことから、基本的に「個人情報」に該当しないと考えられる(この場合も、該当アクセスログを保有する者において、他の情報と容易に照合して特定の個人を識別できる場合には、当該アクセスログを保有する者と本人との関係において「個人情報」に該当する。)

## 「個人に関する情報」

### 「個人情報」

生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの

(例)

- ・ データベース化されていない書面、写真、音声等に記録されているもの

### 「個人データ」

個人情報データベース等（注1）を構成する個人情報

(例)

- ・ 委託を受けて入力、編集、加工等のみ行っているもの
- ・ 個人情報データベース等から紙面に出力されたものやそのコピー

### 「保有個人データ」

個人情報取扱事業者（注2）が開示、訂正、削除等の権限を有する個人データ

(例)

- ・ 自社の事業活動に用いている顧客情報
- ・ 事業として第三者に提供している個人情報
- ・ 内部管理用に用いている人事管理情報

(注1) 個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人の情報をコンピュータを使って検索できるように体系的に構成されたもの、含まれる個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの。

(注2) 個人情報データベース等を事業の用に供している民間事業者（その事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数の合計が過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000を超えない者を除く。）

(出所)「個人情報保護法の解説」(園部逸夫編集、藤原静雄+個人情報保護法令研究会著、ぎょうせい)P61を加筆修正。

図 1 個人に関する情報、個人情報、個人データ、保有個人データの包含関係

## 2) 適用対象

- ETC個人情報保護指針の名宛人は、自動料金徴収者と鍵発行センターであるが、義務規定が具体的に適用されるか否かは、実際に個人情報を保有しているか否か等の個別の事情による。
- 個人情報保護法が適用される主体は、個人データ件数が5千件を超える個人情報データベースを保有する個人情報取扱事業者。

#### (4) 論点への対応方針(案)

##### 【論点(その1)】

- ・ 自動料金徴収者が E T C 利用を通じて取得した情報を提供する場合(類型 1)について、個人情報保護との関係で問題がないか検討が必要。

##### 【対応方針(案)】

- ・ サービス需要者としては、運送会社等の法人が想定されるが、E T C 利用主体と同一である場合が通常であるため、個人情報保護上の問題はないものと考えられる。

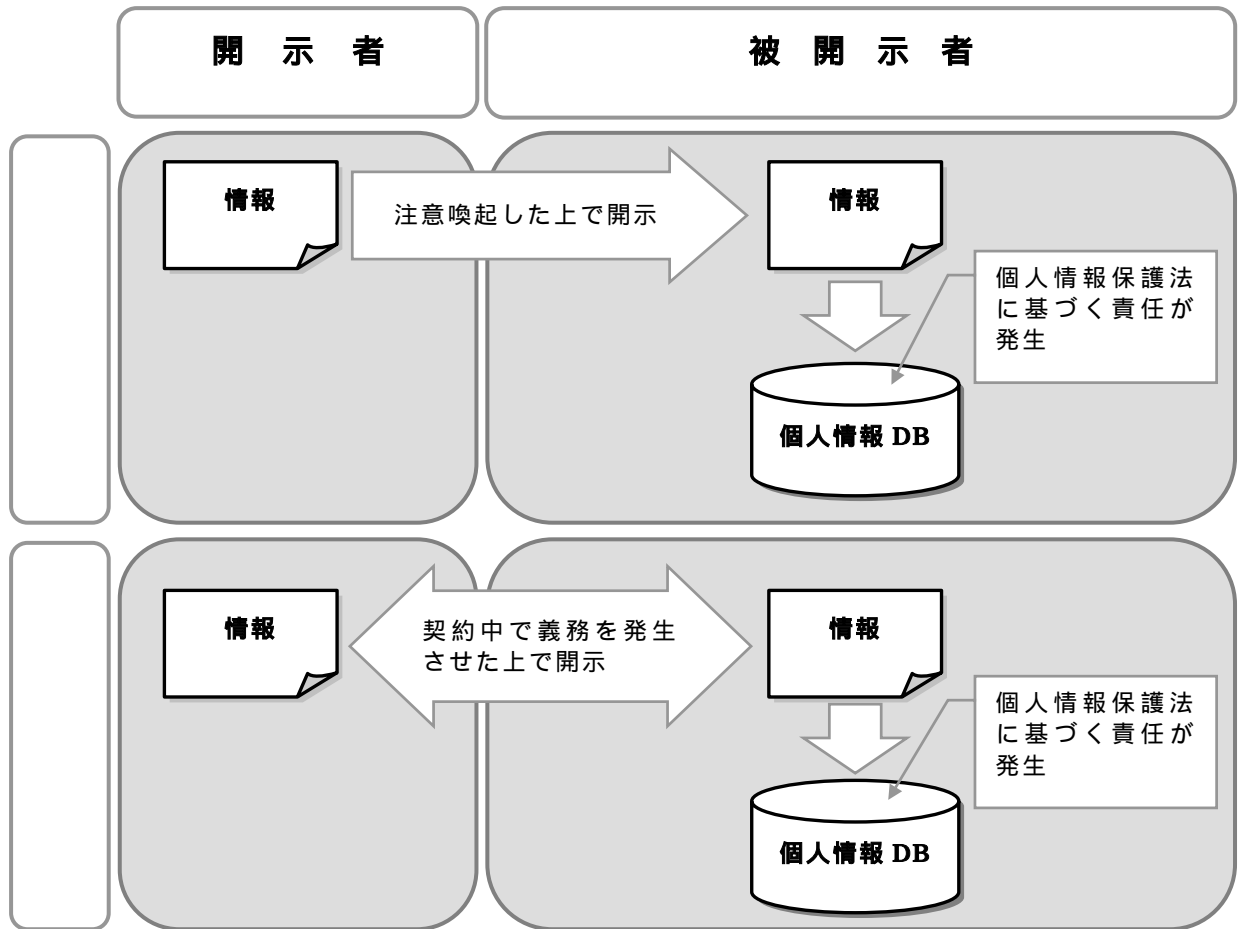
##### 【論点(その2)】

- ・ 鍵発行センター以外の者がユニーク性の保証された I D を利用してサービスを提供する場合(類型 2)については、個人情報保護との関係で問題がないか検討が必要。

##### 【対応方針(案)】

- ・ 現状では、ユニーク性の保証された I D は、具体的に個人との関連付けが行われておらず、個人情報には該当しない。
- ・ ただし、サービス提供事業者が個人との具体的な関連付けを行うことにより、個人情報を所有することになる点をふまえると、個人情報保護関連規定の趣旨に沿って、サービス提供事業者への情報提供は、本人の同意を前提条件と考えるのが妥当。
- ・ また、情報の提供に際しては、個人情報保護の観点から考慮すべき事項を注意喚起することなどが望まれる。
- ・ 具体的には、義務を発生させず注意喚起のみ促す方法(ex 同法遵守を促す文言を提示、同法遵守に関する誓約書を取得する等)、個人情報保護及びセキュリティ等を考慮した契約関係の中で義務を発生させる方法が考えられる。

車載器のセットアップを一元管理している鍵発行センターには申込者の氏名、住所等の情報は一切送付されていない。



(注)サービス提供に関する具体的な計画の提出等の一定の要件を充足した者に限定して情報提供することも考えられる。

図 2 対応方針案